残し置く制詞の趣

一、御公儀向き毛頭疎略無く大切に相守り、尤も御公儀

御役人衆は申すに及ばず、下々に至る迄無礼これ無き様に

相勤め申さるべく候、惣じて常々行儀ただしく公儀

つき見事に仕るなし、能く相嗜み肝要に候、外様の

庄屋同前にては口借(惜き)次第に候、他より見分け申候ても

さすが筋目これ在る者と申様に常々相心得られ第一に

存じ候間、能々相守り申さるべき事

一、無学文もんもうにてハ諸事の事弁え難く、物の

道、理非知らざるものにて候間、学文に精を入れはげみ四書五経

文撰迄も読み書き致され、講尺(釈)をも聞き申す様に致さるべく候、

勿論悪筆にて候得ば、他人見をとし申ものに候間、

手習をも執り行い申さるべく候、算勘等をもたんれん

申す様に心得らるべく候事

一、両親共に武士の筋目、殊に左門(秀員)侍官仕りこれ在る事に候得ば、

万端心中相嗜み少っもひれつ成る心底これ無き様に尤もに候、

不覚悟これ有り候得ば、左門事ハ申すに及ばず、一類の名をくだし

申す事に候の間、左様にこれ無き様にくれぐれ心中相嗜み申さるべく候、

勿論ばくち好色にたづさわり申す事これ有るべからず候、

かりそめにも悪敷ものとつき合い申す事一切これ有る

まじく候、常々能き事を見習い申す様に心懸けらるべき事第一に

候の間、少も油断これ在るまじき事

一、菊植殿へ毛頭疎略これ在るまじき事

一、母へ随分孝行に致され、諸事不自由にこれ無き様に致さるべき事

一、左門方へ疎略の心底これ無く、礼儀をただし折々付け届け

致さるべく候、武士の事は如何様の義出来、浪人致べくも

知ざるものに候得ば、若し左様の儀これ在る時節は引き請け苦労に

いたし、片付けの事迄も底意無く相談致さるべく候、少にても

身がまえいたし、義理をわすれ、疎略の心得これ在らば、草

の陰にても勘当申すべく候間、毛頭心底疎遠これ在る

まじき事

一、両人の娘共の儀、われらになり替り、かわゆかり申さるべく候、

殊に娘の事は兄親方のあわれみにてなれては立ち難き

ものにて候間、随分なさけをかけかわゆかり給うべく候、

惣じて下人等に至る迄なさけをかけ召し仕り申さるべく候、少にても

人にむごくあたり申候得ば、其のつみ身にむくい末々

あしきものに候間、左様に相心得申さるべく候、無学にては左様の

事まてもわきまへがたきものに候故、学問に精を入致さるべく

と申す事に候、勿論村の百性に少しも非儀これ無き様に常々

相嗜み申さるべく候、くれぐれ少しにてもひれつなる事これ在りては、

其の身計りにてもなく一類共名をけがし申す事に候間、

常に心にわすれ申されまじき事

一、武藝軍書などをも少しは存ぜられ然るべく候哉、子細は若し

何事ぞこれ在る時節、其の方罷り出でられ器量これ在る時の

ためにて候、弥左様の心ざしもこれ有らば、武具馬具

一通りはたしなみ置かれ尤もに候、何時も武士に成り申さる

時節に候わば、本名我等実父方の名字を名乗り

申さるべく候、我等の筋目系図に委細これ在り候得ば、

見申され知れ申す事に候事

一、庄屋役相勤め申からは随分時の風俗にあい申す様に

表向は相勤め申さるべく候、去り乍ら心底には外様の百性

の心ざしにうつり申さず候様に心底にふくみ居り

申さるべき事

一、万一幸事これ在り、侍官など致さる事これ在り候共、

此の家をつぶし出申す事は不道に候間、如何様にも

家を立て置き候様に、相心得らるべき事

右の條々常々心底に少しも油断無く相嗜み

申さるべく候、本文にも申すごとく我等実名加藤の筋目書き

見申され候わば、おのづから心にたしなみ出来、ひれつ成る

心底一類の名をよごし申す事たしなみこれ在るべくと存じ、

残し置き候間、折々披見申さるべく候、申し置き度事ハ山々

これ在り(候)得共、左様に筆紙に申し置き難く候間、有ら増しの事

書き置き候間、少にても此の趣違輩(背)これ在るまじく候、此の

通り末々迄相守り、能きものになられ候わば、たとい

草葉の陰にても如何計りよろこび申べく候哉、若し

相背申候わば草の陰にても勘当申すべく候、人は

五常をわすれ候ては人非人にて候間、仁義礼

智信の道理を能々わきまえ申さるべく候、此

五行さへ背申され候わねば、何事も相違候事は

これ在るまじく候、仍って件の如し

　　　　　月　日　　　　　　　　　　仙桂秀継(花押)

　　新兵衛殿